

公 示 送 達

下記のとおり送達すべき書類について、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び八尾市市税条例（平成12年八尾市条例第39号）第7条の規定により公示送達する。当該書類は、本市財政部納税課において保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月25日

八尾市長 山 本 桂 右

記

1 送達すべき書類

国税徴収法第54条の規定に基づく書類

2 送達を受けるべき者

田中 空